

総合事業における運営上の留意点について

1 各種届出について

以下の届出等について、令和6年4月より電子申請・届出システムによる申請受付を開始しましたので御利用ください。また、それに伴い各種届出等の様式が国の標準様式に変更となっています。

なお、介護保険課（介護給付のサービス）にのみ届出し、総合事業（第1号通所事業・第1号訪問事業）分の届出が漏れている場合がありますので、総合事業の指定も併せて受けている事業所は御注意願います。

届出種別	届出時期
変更届出書（別紙様式第三号（一））	変更のあった日から10日以内
廃止・休止届出書（別紙様式第三号（三））	事業を廃止（休止）する日の1月前まで
再開届出書（別紙様式第三号（二））	再開の日から10日以内
・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	毎月15日以前に届出 ⇒ 翌月から算定 毎月16日以降に届出 ⇒ 翌々月から算定

※ 様式はウェブサイトに掲載しております。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/67/6292.html>

2 令和6年度介護報酬改定に係る介護予防・日常生活支援総合事業の単価の改正について

令和6年度介護報酬改定等を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価が改正されたことに伴い、本市における取扱いについても令和6年4月から変更しています。変更内容については、令和6年4月1日付け6郡包第3号【別添1】で本市の介護予防・日常生活支援総合事業に係る取扱いについて通知していますので御確認ください。

3 介護予防ケアマネジメントマニュアル、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託マニュアルの改訂について

令和6年4月9日付け6郡包第135号【別添2】でケアマネジメント関連事務の取扱いについて通知しておりますので御確認ください。

なお、今年度より居宅介護支援事業所においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援業務を実施することが可能となりましたが、「介護予防ケアマネジメント」を行う場合は、引き続き地域包括支援センターからの委託となりますので御注意願います。

※要支援者のケアプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定介護予防支援事業所として自ら行うことができる業務は「介護予防支援」のみです。

6 郡包第 3 号

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日

第 1 号訪問事業所 管理者 様
第 1 号通所事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

郡山市地域包括ケア推進課長
(公 印 省 略)

令和 6 年 4 月からの介護予防・日常生活支援総合事業に係る取扱いについて (通知)

時下、貴職におかれましては、本事業をはじめ、本市保健福祉行政に御理解と御協力を頂き、御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和 6 年度介護報酬改定等を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価が改正されるのに伴い、本市における取扱いについても、下記のとおり変更しましたので通知いたします。

なお、第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業及び第 1 号介護予防支援事業の基準等の取り扱いについては、それぞれ、訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護）及び介護予防支援に準じた取り扱いとなることから、令和 6 年度介護報酬改定等に係る連絡事項も併せて御確認ください。

※ 令和 6 年度介護報酬改定等に係る連絡事項の資料はウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2249.html>

記

1 単価の改正について

別紙のとおり

2 加算に係る届出について

令和 6 年 4 月から加算の算定を変更する場合や新たに算定する場合は、以下により届出が必要です。

(1) 提出書類

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・加算ごとの必要添付書類

※ 令和 6 年度介護報酬改定に伴い様式に一部変更があります。

※ 様式はウェブサイトに掲載しております。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/67/6292.html>

(2) 提出期限

令和6年4月5日(金)

3 令和6年度介護職員等処遇改善加算等について

令和6年度に介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(6月以降は介護職員等処遇改善加算に一本化)を算定する場合は、令和6年4月15日(月)までに計画書の提出が必要です。なお、計画書の提出については、例年同様に、介護保険課への提出により、総合事業分を別に提出する必要はありません。ただし、令和6年4月から新たに算定する場合や、算定する区分を変更する場合は、令和6年4月5日(金)までに「体制等に関する届出書・体制等状況一覧表」を提出してください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2250.html>

ホーム > 健康・福祉 > 介護高齢者福祉 > 介護保険事業者の方向け > 介護職員等処遇改善加算等について

4 サービスコード表について

別紙「郡山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表(R6.4.1～)」及び「郡山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表(R6.6.1～)」のとおりです。なお、CSVファイル(単位数表マスタ)については国保中央会からの標準マスタを基に作成し、本市ウェブサイトに掲載します(4月下旬の見込み)。

5 通所型基準緩和サービスについて

通所型基準緩和サービスの普及を図るため、運営基準を見直しました。サービス提供時間について、今まで「3～4時間」としていたところ「2時間以上」へ変更し、従前の基準より緩和をすることで、新たな事業者の参入を図ります。

6 その他

市町村によって届出の提出期限等が異なる場合がありますので、郡山市以外の市区町村から総合事業の事業所指定を受けている場合は、各市区町村のウェブサイト等で確認をお願いします。

事務担当：地域包括ケア推進課 山本
(電話 024-924-3561)

(別紙)

単価の改正について

1 基本報酬単価の改正

【介護予防訪問介護相当サービス事業】及び【訪問型基準緩和サービス】

変更なし

【介護予防通所介護相当サービス事業】

通所型サービス費（事業対象者・要支援1） 1,672 単位／月 ⇒ 1,798 単位／月

同（要支援2） 3,428 単位／月 ⇒ 3,621 単位／月

【通所型基準緩和サービス】

通所型サービス費（事業対象者・要支援1・2） 1,170 単位／月 ⇒ 1,259 単位／月

【第1号介護予防支援事業】

介護予防ケアマネジメント費 438 単位／月 ⇒ 442 単位／月

2 加算・減算の変更（主なもの）

【介護予防訪問介護相当サービス事業】

- ・口腔連携強化加算 50 単位／月 【新設】
- ・高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の1%減算 【新設】
- ・業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%減算（R7.4.1より適用） 【新設】
- ・同一建物減算（Ⅱ） 所定単位数の15%減算 【新設】
- ・同一建物減算（Ⅲ） 所定単位数の12%減算 【新設】

【介護予防通所介護相当サービス事業】

- ・高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の1%減算 【新設】
- ・業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%減算 【新設】
- ※ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備等を行っている場合には、R7.3.31までの間適用しません。
- ・送迎減算 47 単位減算／片道 【新設】
- ・運動器機能向上加算の廃止 【廃止】
- ・事業所評価加算の廃止 【廃止】
- ※ 令和6年1月31日付け5郡包第3456号で、令和6年4月以降の事業所評価加算の算定可否について通知しましたが、廃止されたため算定できません。
- ・一体的サービス提供加算 480 単位／月 【選択的サービス複数実施加算が変更】
- ※ 単なる名称の変更ではなく、算定要件にも変更があります。改正前の選択的サービス複数実施加算を算定していた事業所で、改正後の一体的サービス提供加算の算定要件を満たしていない事業所は、「体制等に関する届出書・体制等状況一覧表」の提出が必要です。

(別紙)

【第1号介護予防支援事業】

- ・ 高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の1%減算 **【新設】**
- ・ 業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%減算（R7.4.1より適用） **【新設】**

※ 新設、変更される加算の算定要件等は、国の基準に準じるため、以下に対応する介護給付のサービスの基準と同様です。

総合事業のサービス	対応する介護給付のサービス
介護予防訪問介護相当サービス	訪問介護
介護予防通所介護相当サービス	通所介護・地域密着型通所介護
第1号介護予防支援事業	介護予防支援

【全サービス共通】

高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算については、全事業所一律に「基準型」に初期設定します。要件に該当し、各減算を算定される場合のみ、「体制等に関する届出書・体制等状況一覧表」を提出してください。

地域包括支援センター管理者 様
居宅介護支援事業所管理者 様

郡山市地域包括ケア推進課長
(公 印 省 略)

介護保険法等の改正に係る介護予防ケアマネジメント関連事務の取扱いについて

日頃より本市の保健福祉行政各般にわたり、多大なる御理解と御協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、介護保険関係法令が本年4月1日付け改正されたことを受け、本市の「介護予防ケアマネジメント」関連事務を下記のとおりとしますのでお知らせします。事務内容の詳細については、各項目の根拠法令等を御参照ください。(破線の囲み部分が根拠法令等です。)

記

1 モニタリングの方法について

一定の要件を満たした場合に、面談によるモニタリングを6か月に1回とすることが可能

- ・(国) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)
- ・(市) 郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業の運営に関する要綱【別紙1】
- ・(市) 令和6年度郡山市介護予防・日常生活支援総合事業受付・ケアマネジメントマニュアル【別紙2】

2 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託について

(1) 委託を行う要件

利用者に係る要件を削除するとともに、委託を受ける居宅介護支援事業所に係る要件を追加

(2) 委託に係る市への届出

国が新たに示した届出様式を使用し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント分を併せて届けることに変更

- ・(国) 介護保険法施行規則第140条の35第4項
- ・(市) 郡山市における指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託についてのガイドライン【別紙3】
- ・(市) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託マニュアル【別紙4】

3 報酬改定等について

本市の取扱いについては、令和6(2024)年4月1日付け6郡包第3号によりお知らせしたとおりです。

- ・(市) 令和6年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業に係る取扱いについて(6郡包第3号)【別紙5】

4 様式変更

(1) 利用者基本情報(第1号様式(その2)): 国の参考様式に従い、一部文言修正

(2) 介護予防ケアマネジメント支援計画・評価表(第2号様式): 利用者同意欄の押印を廃止

- ・(市) 郡山市地域包括支援センターの包括的支援事業の運営に関する要綱【別紙1】
- ・(市) 令和6年度郡山市介護予防・日常生活支援総合事業受付・ケアマネジメントマニュアル【別紙2】

事務担当: 介護予防マネジメント係 本田・橋本(裕)・山本
電話: 024-924-3561